

地域・年齢別【人】	0才		1才		2才		3才		4才		5才		合計
	申込数	不足枠											
	【】指配20以上 募集枠		【】指配20以上 募集枠		【】指配20以上 募集枠		【】指配20以上 募集枠		【】指配20以上 募集枠		【】指配20以上 募集枠		
南千住	119【85】 137	-	163【142】 133	30	52【22】 49	3	53【25】 49	4	6【3】 29	-	3【1】 72	-	396【278】 469
荒川	68【55】 58	10	84【64】 73	11	29【17】 35	-	26【15】 38	-	1【0】 15	-	1【1】 32	-	209【152】 251
町屋	48【34】 59	-	77【57】 73	4	38【22】 22	16	12【7】 13	-	1【1】 6	-	0【0】 17	-	176【121】 190
東尾久	51【36】 26	25	78【61】 42	36	33【24】 8	25	15【5】 15	-	0【0】 4	-	4【3】 14	-	181【129】 109
西尾久	40【36】 36	4	73【53】 57	16	30【16】 13	17	10【4】 15	-	2【1】 5	-	2【2】 17	-	157【112】 143
東日暮里	68【56】 57	11	84【62】 63	21	26【11】 9	17	27【14】 22	5	1【1】 3	-	0【0】 6	-	206【144】 160
西日暮里	52【39】 47	5	73【60】 50	23	22【13】 -	-	26【17】 40	-	2【2】 41	-	0【0】 43	-	174【131】 251
合計	446【341】 420	26	631【499】 491	140	230【125】 166	64	169【87】 192	-	13【8】 103	-	10【7】 201	-	1499【1,067】 1,573

注釈1 上記数値は、平成29年11月から平成30年4月までの入園申込者のうち、平成30年4月審査に係る申込者の合計数
注釈2 募集枠は、平成29年11月時点の公表数値

東西日暮里地域で0才〜2才で
保育園不承諾者は76人です

4月の保育園申込み状況
は、区ホームページで公表
していますが、若干詳しく
西日暮里地域では0才〜2

お知らせします。全体に
いては表の通りですが、東
尾久地域でも
なっています。
は76名と多く
なっています。
同様の傾向と
なっています。
不承諾通知
の発送は2月
20日頃に行わ
れませんが、不
承諾は全体で
200人を超え
ています。
えそです。
と待機児解消
保育の質や保
育時間の確保
に力を尽くし
ます。



新年度に向け 荒川区議会が開会されます

荒川区議会は、2月15日～3月15日まで開会します。新年度予算の審議を行う予算特別委員会などが開かれます。新年度予算は995億円（前年度比4.6%増）。スポーツセンター、荒川遊園のリニューアルなどで大型予算になっています。

- 2月15日(木)10時～ 本会議 小島議員（共）が代表質問
 - 20日(火)10時～ 本会議 一般質問・安部議員（共）
 - 21日(水)10時～ 総務企画委員会、福祉区民委員会
 - 22日(金)10時～ 文教子育て委員会、建設環境委員会
 - 3月14日(水)10時～ 幹事長会 11時～ 議運委員会
 - 15日(木)10時～ 本会議
- 予算特別委員会の日程（8日間）

2月26日(月)28日(水) 3月1日(木)・5日(月)・6日(火)・8日(木)・9日(金)・12日(月)

介護保険料・国保料などの値上げ条例や保育料の最高階層の上乗せ条例も提案されます。

日本共産党区議団は、区民生活最優先でさまざまな提案も行います。

傍聴（区役所5階）におでかけください。

所得段階	対象者	改正後	改正前	基準額に対する割合 （5期・7期）	構成割合 （5期）
第1段階	生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税 ・世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	29,422円 (2,452円)	27,895円 (2,322円)	0.41 変更なし	24.5%
第2段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の者	50,232円 (4,186円)	47,564円 (3,964円)	0.70 変更なし	6.7%
第3段階	世帯全員が区民税非課税で第1段階・第2段階以外の者	53,820円 (4,485円)	50,961円 (4,247円)	0.75 変更なし	6.9%
第4段階	本人が区民税非課税で世帯に区民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者	60,996円 (5,083円)	57,756円 (4,813円)	0.85 変更なし	13.1%
第5段階	本人が区民税非課税で世帯に区民税課税者がいる場合で、第4段階以外の者	71,760円 (5,980円)	67,948円 (5,662円)	1.00 変更なし	9.9%
第6段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の者	78,936円 (6,578円)	74,743円 (6,229円)	1.10 変更なし	12.4%
第7段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	93,288円 (7,774円)	88,332円 (7,361円)	1.30 変更なし	11.0%
第8段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の者	111,228円 (9,269円)	101,922円 (8,494円)	1.50 1.55	8.9%
第9段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の者	132,756円 (11,063円)	122,306円 (11,063円)	1.80 1.85	2.8%
第10段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の者	161,460円 (13,455円)	149,486円 (12,457円)	2.20 2.25	1.7%
第11段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の者	197,340円 (16,445円)	183,460円 (15,288円)	2.70 2.75	0.7%
第12段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	229,632円 (19,136円)	210,639円 (17,553円)	3.10 3.20	0.7%
第13段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の者	236,808円 (19,734円)	214,036円 (17,836円)	3.15 3.30	0.3%
第14段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の者	243,984円 (20,332円)	217,434円 (18,120円)	3.20 3.40	0.5%
第15段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円以上の者	251,160円 (20,930円)	217,434円 (18,120円)	新規 -	-

各段階の1内は月額介護保険料

介護保険料の見直し案 (2018年度～2020年度)

平成30年度から3年間の介護保険サービスの総量と介護保険料見直し案が示され、65才以上の基準保険料（本人非課税・家族課税世帯）は、年額67,948円71,760円と3,812円（月額318円）5.6%の引き上げです。

各所得段階の値上げ幅は、第一段階（年金80万円以下等）1,754円（月額130円）、第二段階2,666円（月額182円）、第三段階2,859円（月額218円）、第四段階3,240円、第六段階4,193円（月額349円）。比較的所得の高い方は、保険料15段階・所得3,000万円以上の方で基準5段階の3.2倍に設定されています。

区内で誰でもが安心して介護が受けられるようするために改善させましょう。

法律相談会

2月14日(水)
午後6時より
小島和男事務所

弁護士へのご相談は小島事務所に
ご連絡下さい！

<連絡先>
小島和男事務所
3891・8884
小島和男携帯電話
090・4361・9202



日本共産党区議団
小島和男
区政二ユース



2018・2
NO 884

発行

荒川区荒川2-1-13区役所内・5階控室
TEL 3802-4627
FAX 3891-8912
E-mail arajcp@tcn-catv.ne.jp
事務所 東日暮里三・十八・四
電話 三八九一・八八八四
住宅 東日暮里六・二十一・五
電話 三八〇六・九五五二

荒川区が民泊の規制条例案を検討

民泊事業	荒川ルールの策定
制限する地域	区内全域
制限する期間	月曜日正午～土曜日正午までは宿泊事業禁止(祝日を除く)。
近隣住民説明	事業開始前に周知を義務付け
届出住宅の公表	区として届出内容を公表する。
廃棄物処理責任	ごみ処理などの責任規定
苦情への対応	苦情内容の対応と記録、保管規定

今年6月施行の民泊解禁の「住宅宿泊事業法」が制定され、3月15日から事業者の届け出がスタートします。

23区では届け出事務などの窓口になることから生活環境への影響などを配慮した民泊規制の条例制定を各区で検討すべく、新宿区、大田区などが条例制定、過半数の区が条例「案」を公表しました。

荒川区でも担当部署の保健所(健康部)が中心となって荒川区ルール(案)を区議会・委員会に提示されました。

その内容は、区内全域で「土曜日の午後から月曜日の午前中まで」宿泊事業を認めます。また、事業者や事業者住宅の表示などの義務付けを事業法より強める内容です。

政府は、あくまでも民間住宅の宿泊事業の推進の立場から、自治体の独自規制強化に干渉することも考えられます。マンション内の宿泊事業を管理組合が許可の可否を明確にする規定整備や特別議決なども呼び掛けられるなかで、管理組合の議決が増えるなど新しく始まる民泊事業は、様々な課題があります。

騒音・ゴミ出し問題などが生じないよう、必要な対策の強化などを確保すべきです。

皆さんのご意見などお寄せください。



民泊とは、個人所有の住宅・マンションの空き室などに旅行者を有料で宿泊させること。2010年頃から世界的にインターネットで宿泊者を募集し、一般住宅などに宿泊させるサービスが広がったことから、日本でも宿泊まりする場所や宿泊する行為、また、宿泊を仲介するウェブサービスをさす呼称として、民泊という言葉が使われています。

分譲マンションセミナーで民泊問題の本質と対応策



民泊事業法の施行前に、管理組合としてどう対応すれば、民泊を分譲マンションで規制できるのかなど対応策のポイントを説明します。またマンション管理組合の交流も行う

分譲マンションセミナーを開催します。

日時 2月17日(土)
午後1時30分～4時55分
場所 区役所3階会議室
連絡先 防災まちづくり推進課
3802・3111 内線2838

安倍政権の社会保障削減をやめさせましょう

安倍政権は、新年度予算で、生活保護5%削減・75歳以上の高齢者医療費2割負担・介護保険料、後期高齢者医療保険料の値上げなどを行おうとしています。ある高齢者の方は「年金が減っているのに医療費2割負担では薬代だけで、月1万円から2万円になる。長生きしない

でと言われているようなもので、ほんとうに辛い」と語っています。お金がないわけではありません。大企業の大減税や大富裕層の優遇制度をやめさせて、社会保障を充実させましょう。



東京で4年ぶりの大雪



荒川区役所公園



官地ロータリー付近

1月22日(月)に東京で20cmを超える雪が降り、スリップ事故など都内で700件以上、転倒によるけが人は60人超えました。荒川区内では4件4名のケガ(軽傷)がありました。また、大きな事故やケガはなかったようですが、荒川区内でも雪が積もり、宮地陸橋の閉鎖で明治通りがかなり渋滞。翌日の朝は各家庭などで雪かきに追われ、勤務先に向かう交通機関に乱れがあつて混雑していました。



猫との暮らし方教室

ペットを飼う方のなかで、犬を抜いてネコが一番多くなったようです。ネコちゃんの気持ちの読み取り方、生活での困り事、2頭目のネコちゃんを迎え入れる際のポイント等を知ることができます。

日時 2月18日(土)
午後1時～3時
会場 荒川区役所 北庁舎 1階 会議室
講師 帝京大助教授・小野寺温さん
対象 ネコを飼っている方・飼う予定の方
定員 60名(ペット同伴はできません)
連絡先 荒川区生活衛生課
3802・3111内線422 fax3806・2976